

障害者活躍推進計画

令和2年3月

東員町長

東員町教育委員会

障害者活躍推進計画

1 機関名 東員町、東員町教育委員会

2 任命権者 東員町長、東員町教育委員会

3 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

4 障がい者雇用に関する課題

町では、障害者の雇用の促進等に関する法律等に基づき、これまで、障がい者を対象とした採用選考の実施や、働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に取り組んできた。

職員採用については、町で一括採用を行い、適正な人員配置となるよう、教育委員会へ出向を行っている。

法定雇用率は達成されているが、今後、定年による退職等も考えられ、早急に障がい者雇用を進める必要がある。

障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要であり、本計画のもと、障がい者である職員が、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう取り組んでいく。

5 計画目標

(1) 採用に関する目標

・東員町

実雇用率 (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上

(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 3.2%

(評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理

・東員町教育委員会

実雇用率 (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上

(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 1.6%

(評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理

(2) 定着に関する目標

なし

※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定

6 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用推進者として総務課長及び教育総務課長を選任する。
- ・ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口（総務課及び教育総務課）を設定し、庁舎内掲示等により周知する。
- ・ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・ 相談窓口の相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- ・ 募集、採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。
 - ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- ・ 人事評価で適正に評価し、障がい者であること等を理由として、昇格、昇給に不利益となることがないこと。

(4) その他

- ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。